

# 福井医療大学労働安全衛生規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学（以下「本学」という。）における安全衛生管理については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、学校保健法(昭和33年法律第56号)その他関係法令及び就業規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(本学の責務)

第2条 本学は、安全衛生管理体制を確立し、職場等における快適な環境の実現及び労働災害等の防止のため、必要な措置を講じる。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、この規程その他本学が定める安全衛生管理に係る規定及び安衛法その他関係法令による労働災害等を防止するために必要な事項を遵守するほか、本学が実施する労働災害等を防止するための措置に積極的に協力しなければならない。

(労働安全衛生会議)

第4条 教職員等の安全保持、保健衛生及び環境保全の確保を図るため労働安全衛生会議を置く。

2 労働安全衛生会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(総括安全衛生管理者)

第5条 総括安全衛生管理者は、理事又は教職員のうちから、理事長が選任する。

(総括安全衛生管理者の職務)

第6条 総括安全衛生管理者は、次条に定める衛生管理者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 教職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他教職員の安全及び衛生に関すること。

(衛生管理者)

第7条 本学に、安衛法第12条又は第12条の2に定めるところにより、前条各号の業務のうち、次の各号に掲げる事項を管理させるため、衛生管理者を置く。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設等衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に必要な事項に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。

(衛生管理者の定期巡視)

第8条 衛生管理者は、少なくとも週1回施設等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第9条 本学に、安衛法第13条に定めるところにより、教職員の健康管理等を行わせるため、産業医を置く。

2 産業医は、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、安衛則第14条第2項の要件を備えた者のうちから、理事長が選任する。

(産業医の職務)

第10条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 健康教育及び衛生教育に関すること。
- (5) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (6) その他教職員の健康の保持増進に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、理事長、施設長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。

3 理事長、施設長又は総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(産業医の定期巡視)

第 11 条 産業医は、少なくとも毎月 1 回施設等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(学校医)

第 12 条 本学に、学生の保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。

(学校医の職務)

第 13 条 学校医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 学校保健法第 2 条に定める学校保健安全計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 環境衛生の維持及び改善に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 健康診断の実施及びその結果に基づく学生の健康を保持するための措置に関すること。
- (4) 疾病の予防処置及び保健指導に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 救急処置に関すること。
- (7) その他学生の保健管理に関する専門的事項に関すること。

(危険を防止するための措置)

第 14 条 本学は、次の各号に掲げる危険から教職員等の労働災害等を防止するため、必要な措置を講じる。

- (1) 機械又は器具その他の設備による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物又は引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 墜落するおそれのある場所又は土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険
- (5) その他教職員等が危害を受けるおそれのある危険

(健康障害を防止するための措置)

第 15 条 本学は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉塵、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- (5) その他教職員等が被るおそれのある健康障害

(安全衛生の確保等)

第 16 条 本学は、教職員等が就業又は修学する建物その他の場所について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、防音、休養、避難及び清潔に必要な措置を講じる。

(緊急事態に対する措置)

第 17 条 本学は、教職員等に対する労働災害等が発生する危険が急迫したときは、当該危険に係る場所及び教職員等の業務等の性質等を考慮して、業務等の中断又は教職員等の退避等の適切な措置を講じる。

(健康診断)

第 18 条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。

- (1) 雇入時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特定業務従事者の健康診断
- (4) 学生の健康診断

2 第 1 項第 2 号の健康診断は、1 年以内ごとに 1 回、教職員に対して定期的に行うものとする。

3 第 1 項第 3 号の健康診断は、教職員が衛生上有害な業務に従事するとき行うものとする。

4 第 1 項第 4 号の健康診断は、毎学年 6 月 30 日までに、学生に対して行うものとする。

(健康診断受診の義務)

第 19 条 教職員等は、指定された期日又は期間内に、第 18 条第 1 項に定める健康診断を受けなければならない。

2 第 18 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断に代えることができる。

(健康記録の管理)

第 20 条 健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員等ごとに記録を作成し、これを 5 年間保管しなければならない。

(健康診断の結果通知)

第 21 条 健康診断を受けた教職員等に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに、その結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。

(保健調査)

第 22 条 第 18 条第 1 項第 4 号の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たって、あらかじめ学生の健康状態等に関する調査を行うものとする。

(就業及び修学の禁止及び制限)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者については、その就業又は修学を禁止又は制限するものとする。

(1) 他者に健康障害をもたらす感染症に罹患した者(ただし、感染予防の措置を施した場合は、この限りでない。)

(2) 労働等のため病勢が著しく増悪するおそれのある疾病にかかった者

(3) 前 2 号に準ずる疾病にかかった者で、就業又は修学の禁止又は制限について、産業医、学校医その他の医師が必要と認めたもの

2 健康診断の結果等により、結核患者として療養が必要であると認められた者に対しては、結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 28 条の規定に基づき就業又は修学を禁止し、療養を命ずるものとする。

3 前 2 項の規定により、就業又は修学を禁止又は制限しようとするときは、あらかじめ産業医、学校医その他専門の医師の意見を聴くものとする。

(秘密の保持)

第 24 条 健康診断の実施に関する事務その他教職員等の安全及び衛生に関する事務に従事し、又は従事したことのある者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、教職員等の安全及び衛生に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

